

特別研究会『韓国およびアメリカにおける環境保全型農業の推進政策』

「韓国における環境保全型農業政策の展開と経営実態」要旨

日時：平成 18 年 11 月 28 日（火）14:00～17:00

場所：農林水産政策研究所霞が関分室セミナー室

講師：金種淑（韓国農業専門学校）

韓国の農業は、もともとは多肥多農薬で、自然環境への負荷の大きい農業であった。それが、国民所得の伸びによる安全な食品ニーズの増加、貿易に絡んだ差別化戦略、そして中央政府主導の推進政策への転換等により、1999→2005 年の間に環境保全型農業（韓国では「親環境農業」と呼称）は、急成長した。環境保全型農産物の品目別シェアは、野菜 41%、果実 36%、穀類 12%・・・である。

環境保全型農作物の流通は、販売単価が高いことを特徴とする。19 品目の平均単価は、慣行農業作物に比して 180%、内訳では、野菜 185%、果実 133%、米 175%である。2005 年度の国内市場規模は 8,000 億ウォン、全体農産物対比 4.4%とマイナーな存在である。流通経路シェアは、産直 15-20%、生産者組織を通じた販売 30-35%、消費者団体を通じた販売 15-20%、デパート・量販店・専門流通業体を通じた販売 30-35%、である。

環境保全型農業政策は、1990 年代に中央政府が生協中心の産直運動としてあったものを法律制定や直接支払い金支援により梃子入れし、2000 年以降は農政目標として定着し、量的に拡大した。具体的には、1995 年農林部に親環境農業課を設置、97 年親環境農業育成法制定、99 年親環境農業直接支払い制施行、2001 年親環境農業育成 5 ヶ年計画等である。

直接支払い制は環境保全型農業の農家個々へ直接に支払う。その支払額は環境保全型農業の実施により追加的にかかるコスト相当分程度の僅少額で、減収分まで補填するレベルではない。したがって、最近の環境保全型農業の伸張の要因は、直接支払い制よりも認証制によるところが大きいと考える。認証業務は政府と民間両者ともに当たっているが、今後民間へ全面移管する方針である。その場合、実費程度の現行認証費水準では民間の運営が成り立たないので、認証費を引き上げ、その一部を政府が負担する案が検討されている。

ある経営調査によれば、有機農業は慣行農業に比べて、単収は低めだが（数値はレタス 55%、以下同様）、販売単価は高く（193%）、生産費

も高い（124%）。その結果、所得はやや少なく（94%）で済むが、純収益でみれば半分程度（52%）にまで低下する。環境保全型農業の形態には、有機（4.7%）、転換期有機（8.9%）、無農薬（34.3%）、減農薬（52.1%）である。そして、環境保全型農業全体の認証された 2005 年度現在の農家数（と 2000→2005 年の伸び率）は、53 千戸（2650%）、50 千 ha（2500%）、798 千トン（2280%）である。

環境保全型稲作は、総農家の 8%、水田面積の 7%を占める。形態別内訳では、タニシ農法 13,786 ha（13%）、米糠農法 8,222 ha（13%）、合鴨農法 5,964 ha（9%）等などである。環境保全型稲作の 10 a 当たり A 粗収益、B 経営費、C 自家労賃+地代、D 所得を対慣行農業費で、栽培形態別にそれぞれに示せば、タニシ農法が A115、B110、C126、D118%、米糠農法が A102、B93、C142、D110%、合鴨農法が A128、B132、C125、D126%となり、概して全項目とも高めである。

韓国の環境保全政策が直面する問題としては、環境保全型農業にあった品種改良など技術開発の立ち遅れ、環境保全型農作物の供給過剰による価格の下落、環境保全型農業農家の政府依存的な体質、有機農産物とその他の環境保全型農産物との競合等が挙げられる。量的成長を遂げた韓国の環境保全型農業は、いま岐路に立たされている。その方向は、環境政策面と産業政策面とを分離して推進することであり、そのために政策主体の持続的なリーダーシップの発揮が重要である。

（文責：相川良彦）

なお、共催研究会のもう一方の R.モア報告とその本城解説は、河川水系の環境保全を排出権取引により地域の環境保全型農業の推進と連携させた、米国オハイオ州のパイロット事業の紹介である。それは、自然環境保全対策を環境保全型農業の推進に援用するもので、分離した両者を再連携させる新段階での環境保全型農業の先駆的な推進施策だと思われる。